

平成29年度鳥取県民生児童委員協議会指定事業

# 日南町民生児童委員協議会 災害時支援活動指針

平成29年12月

## はじめに

2011年3月に発生した東日本大震災は未曾有の大規模災害でした。犠牲者の中には危険を顧みず高齢者等の避難支援にあたった56名の民生委員・児童委員も含まれています。その後も毎年さまざまな自然災害が全国各地で発生しており、今日に於いても多くの被災者が避難生活を余儀なくされています。これまでの期間を通じて、民生委員・児童委員活動については多くの課題が明らかとなっています。例えば、民生委員自身の安全確保、要援護者の安否確認、避難支援はもとより、平常時からの防災対策や発災後の避難者支援、民児協機能の組織運営等、多岐にわたります。そこで、2000年10月の鳥取県西部地震や2016年10月の鳥取県中部地震といった身近な震災も踏まえて、日南町民生児童委員協議会は、平成25年4月に作成され、また同年11月に改訂第2版が発行された『民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 全国民生委員児童委員連合会』を参考にし、発災時の避難支援や発災後の避難生活を送る被災者への支援が適時適切に行えるよう公の機関や地域の自治組織等の関係各所と協力し、災害が発生しても元気で豊かな日南町を1日でも早く取り戻すことを目的として「日南町民生児童委員協議会災害時支援活動指針」（以下支援指針）を作成しました。

本支援指針は、豪雨や大雪、<sup>ひょう</sup>雹、台風、地震災害等の自然災害を想定しています。しかし、最近では近隣国による軍事行動に関連した災害や原発事故等の人災も危惧されるようになりました。何れにしろ、どのような災害に見舞われたとしても要援護者支援については平常時より考えておかなければなりま

せん。

本支援指針において特に重視した点は次のとおりです。

- ①民生委員・児童委員自身の安全確保
- ②災害発生に備えて平常時に留意する事項
- ③民生児童委員協議会の組織運営体制の早期回復
- ④自治体の作成した地域防災計画への協力
- ⑤関係機関との連携
- ⑥要援護者の生活ニーズの把握
- ⑦避難生活を送る要援護者の支援

本支援指針が民生委員・児童委員の安心安全と地域における災害時要援護者の支援体制に少しでも役立つことを願います。

平成30年 2月 1日

日南町民生児童委員協議会 会長 藤原 寿郎

# 目 次

第 1 章	民生委員による災害時要援護者支援活動の 基本的考え方	P 4
( 1 )	民生委員の安全確保の重要性	P 4
( 2 )	『災害時一人も見逃さない運動』について	P 4
( 3 )	情報手段を失うことを想定した民生委員の安否・居所の 確認と民児協組織の回復について	P 4
( 4 )	日南町の地域防災計画への協力について	P 5
( 5 )	民生委員としての関係機関との連携協力の考え方と留意点	P 6
第 2 章	平常時における活動について	P 7
( 1 )	地域における災害時要援護者支援ネットワークの構築への協力	P 7
( 2 )	民生委員の守秘義務について	P 7
( 3 )	平常時の具体的取り組みについて	P 8

### 第3章 発災時の対応 . . . . . P8

- (1) 自身と家族の安全確保の徹底 . . . . . P9
- (2) 各委員の安否確認について . . . . . P9
- (3) 要援護者の安否確認と避難行動支援活動 . . . . . P9

### 第4章 避難所設置後及び仮設住宅等移行後の対応 . . . P9

- (1) 要援護者の安否確認活動の継続 . . . . . P9
- (2) 避難所運営への協力と要援護度の高い避難者のニーズ対応  
. . . . . P9
- (3) 在宅での生活を続ける要援護者への支援 . . . . . P9
- (4) 復旧活動への協力 . . . . . P9
- (5) 民児協組織の機能回復 . . . . . 10
- (6) 仮設住宅移行後の対応について . . . . . P11

# 第1章 民生委員による災害時要援護者支援活動の基本的考え方

## (1) 民生委員の安全確保の重要性

私たち民生委員は地域住民の一員であり、災害があったときは自らも被災者となります。また災害規模が大きければ日南町民生児童委員協議会（以下日南町民児協）の組織機能も失われる可能性があります。委員同士や事務局とも連絡がとれず、各委員が孤立した状態の中、自らの判断で避難所やその地域で最善と考えられる活動を行う必要があります。民生委員はそのような状態における活動について、委員自身の安全が確保されてこそ成り立つということを共通認識とします。

## (2) 『災害時一人も見逃さない運動』について

『災害時一人も見逃さない運動』はすでに運動期間を終了していますが、全国民生委員児童委員連合会（以下 全民児連）ではこの運動の主旨を継続し、地域での災害時要援護者支援の体制づくりの推進を呼びかけています。この運動は『災害発生時に一人も見逃すことなく避難支援をすること』ではなく、『災害時に一人も見逃さないための平常時からの体制整備の運動』という主旨であ

り、この運動の実施要綱では、なにより民生委員自身及びその家族の安全確保が最優先であることが記されています。私たちは、この運動の主旨をあらためて理解しておくことが重要です。

### **(3) 情報手段を失うことを想定した民生委員の安否・居所の確認と民児協組織の回復について**

発災の時間帯によっては担当地区に所在している民生委員が少ない場合があります。被災地のヒアリングでは平日の日中の発災時、地元にいる委員は定数の3分の1程度という状況でした。また、災害規模によっては道路が寸断されてしまい、担当地区に戻れない可能性もあります。そのような場合、発災時に民生委員が行うことができる活動もきわめて限定的になります。したがって、民生委員不在の地区においては地域の防災組織との連絡手段を確保しつつ、日頃から近隣住民が相互に協力し合う体制を構築しておくことが不可欠です。

また、日南町民児協の組織機能が失われた場合は、日南町民児協会長、副会長、理事を中心に連絡・移動手段の確保に努め、できるだけ早く組織機能を取り戻し、地域で孤立している民生委員や発災時に民生委員が不在の地域をフォローできるよう連絡方法を事前に決めておく等の対策を講じておく必要があります。

## (4) 日南町の地域防災計画への協力について

国が作成した災害対策基本法（平成25年6月改正）においては、市町村に自力避難困難者（避難行動要支援者）の名簿作成を義務付けるとともに、消防関係者や民生委員、市町村社協等を「避難支援等関係者」と位置づけ、この名簿を提供し、避難行動要支援者の避難行動や安否確認のために協力を求めつつ、地域での協力体制を図るべきこととしています。災害対策基本法は平成25年6月改正までは『災害時要援護者』という表現が使われていましたが、今回の改正から『避難行動要支援者』という言葉が用いられています。この『避難行動要支援者』の定義と範囲は市町村によって定めることとされており、日南町地域防災計画（風水害対策編）平成26年度修正によると、避難行動要支援者の定義と範囲について以下のように定められています。

### ○避難行動要支援者の定義

（日南町地域防災計画 風水害等対策編 平成26年度修正より）

避難行動要支援者とは、日南町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者を意味する。なお、要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

### ○避難行動要支援者の範囲

（日南町地域防災計画 風水害等対策編 平成26年度修正より）

避難行動要支援者の要件は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下のいずれかの条件に該当する者とする。

- ①要介護認定1～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障がい者  
（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

- ③療育手帳A・Bを所持する知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑤難病患者
- ⑥上記以外で自治会長等が支援の必要を認めた者

このように避難行動要支援者はあくまで災害時要援護者に含まれ、発災時のみならず、その後の避難生活におけるさまざまな支援の必要性等も踏まえ、より広い観点から支援が必要な者を総称したものととらえることができます。本支援指針ではそのような人々を避難行動のみならず、その後の避難生活においても民生委員活動の対象とすることから、全民児連が作成した『民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針』にならい、『災害時要援護者』という言葉を用います。

日南町地域防災計画における民生委員児童委員の役割については、事前に認識しておく必要があります。

## 日南町地域防災計画（風水害等対策編）平成26年度修正における民生委員の位置づけ

- ・避難支援等関係者（第3章 災害予防計画 第16節 災害弱者対策の強化）
- ・生活支援ボランティアの構成員（民生児童委員協議会）  
（第3章 災害予防計画 第19節 ボランティア受入計画）
- ・連絡調整団体（民生児童委員協議会）  
（第4章 災害応急対策計画 第1節 組織計画）
- ・避難における高齢者、傷病者等災害弱者への対応措置  
（第4章 災害応急対策計画 第6節 避難計画）
- ・応急仮設住宅入居者の対象者順位について町長からの求めに応じ、意見具申する  
（第4章 災害応急対策計画 第13節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画）
- ・障害物除去の対象となる住宅の選定について町長からの求めに応じ、意見具申する  
（第4章 災害応急対策計画 第13節 障害物の除去計画）

## (5) 民生委員としての関係機関との連携協力の考え方と留意点

日南町地域防災計画では、避難支援関係者となる者として、江府消防署、黒坂警察署、民生委員、日南町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者、としています。また、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）において民生委員に期待されている具体的役割としては、行政との協力のもと平常時に行う避難行動要支援者別の必要情報の把握、「個別計画」作成への協力、また発災時の安否確認、避難支援等を例示しています。そこで、民生委員としての協力の考え方として以下の点に留意が必要です。

- ①避難支援関係者は民生委員だけでなく幅広い関係者が該当するもので、民生委員だからといって無理に多くを引き受けないこと。
- ②避難支援関係者とはいえ、民生委員に直接的な避難支援を担うことを求めていること。
- ③自分自身と家族の安全確保が大前提。
- ④避難支援においては、要支援者本人の自助努力が大切であり、民生委員はそれを支援していくことが望ましいこと。
- ⑤住民の主体的な活動により地域の防災力を高めることが大切であり、民生委員としては、住民自身の取り組みを支援していくことが望ましいこと。

## 第2章 平常時における活動について

### (1) 地域における災害時要援護者支援ネットワークの構築への協力

日南町では平成26年度から『地域支え愛ネットワーク事業』に取り組んでいます。この事業は、地域での見守り体制と防災体制の充実を図るため、発災時に「避難するのに手助けが必要な人」を把握しておき、もしもの時に備えておく、といった活動を通して日頃の見守りや生活支援についても地域で検討して具体化していくことを目的としています。私たち民生委員は、この取組みに賛同するとともに、地域の関係機関・団体と連携・協働し、要援護者を支える体制づくりを進めます。

### (2) 民生委員の守秘義務について

民生委員は活動の上で要援護者の私生活に立ち入り、一身上の問題に介入することになり、その要援護者の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多いため、守秘義務が課せられています。そしてこれを守ることが、私たち民生委員の信頼を確保することにつながります。守秘義務のある民生委員だからこそ、要援護者を含む地域住民も安心して相談することができるのです。

## 民生委員法 第15条

民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

地域の防災の備えとして見守り・防災マップ等の作成には協力は惜しみませんが、民生委員としてのみ知り得る事ができた地域住民の情報については、本人の同意なく地域の関係機関・団体に対して提供することはできません。しかし、その情報がないと本人の生命、財産が脅かされる可能性があるると判断した場合は、本人の同意なく必要な情報を提供することがあります。

### (3) 平常時の具体的取り組みについて

私たち民生委員は、平常時に以下の取り組みを行います。

#### ①要見守り者緊急対応カードの整備・管理

担当地区の見守りが必要な世帯に対して、要見守り者緊急対応カードを作成し、適切に管理します。

#### ②防災福祉マップの作成

担当地区別に防災福祉マップを作成し、適切に管理します。

#### ③救急医療情報キット（日南安心キット）設置事業への協力

担当地区の住民に対して緊急医療情報キット（日南安心キット）の設置を

すすめ、既に 設置してある要援護者に対しては、訪問時に内容の確認や更新の声かけ・必要な支援をします。

#### ④要援護者の防災避難訓練等への参加の呼びかけ

要援護者に対して積極的に近隣住民と顔の見える関係づくりを助言し、要援護者自身も避難訓練等に参加するよう呼びかけを行う等、住民がお互いに支えあい、助け合うことができるように働きかけを行います。

#### ⑤民生委員の防災避難訓練への協力

これまで大きな災害に見舞われた地域の経験からは、日頃から防災訓練等に積極的に取り組んでいた地域では、要援護者の避難支援を始め、避難所の運営などにその成果が活かされたことが報告されています。私たち民生委員は地域の防災避難訓練等に積極的に参加・協力します。

## 第3章 発災時の対応

### (1) 自身と家族の安全確保の徹底

第1章でも述べましたが、実際の発災時には、なにより自分自身と家族の安全確保を最優先とします。担当地区外に外出している民生委員は、無理に担当地域に戻ろうとせず、安全の確認がとれてから行動します。また、正確な情報

把握に努めます。

## **（２）各委員の安否確認について**

各委員は発災後、日南町民児協連絡網を用いて、自らの状況や行動について日南町民児協会長等に情報提供します。連絡網が機能しない場合は災害用伝言ダイヤル（１７１）等も活用します。

## **（３）要援護者の安否確認と避難行動支援活動**

防災部局・消防関係者の多くは民生委員の実情（年齢や男女比率）を十分に把握していないため、民生委員に多くを求める傾向があるようです。しかし、要援護者の安否確認や避難支援等に関しては、地域住民、自治会関係者等との連携、協力のもとに行うべきもので、民生委員がすべての要援護者の避難支援対応を行うことはできません。民生委員は安否確認を基本に活動し、避難支援はできる限り近隣住民や避難支援等関係者に委ねることが適切と考えます。具体的な行動については、この支援指針の巻末に掲載しております『民生委員災害行動マニュアル』に基づいて行動します。

## 第4章 避難所設置後及び仮設住宅等移行後の対応

### (1) 要援護者の安否確認活動の継続

避難所設置後も民生委員は自力での避難が困難な者（避難行動要支援者）の安否確認を優先的に行います。避難所においては、避難所の責任者によって収容状況や収容人員を行政等に報告するため、避難者の名簿を作成することになります。この名簿を有効に活用し、避難行動要支援者の安否確認を継続します。そのためにも、平常時から行政等と避難者名簿の作成方法や要援護者の安否確認作業のための情報の共有について確認しておくことが適当です。

### (2) 避難所運営への協力と要援護度の高い避難者のニーズ対応

民生委員は、要援護者をはじめ、地域住民の生活状況や抱える課題に通じていることから、避難所運営に積極的な役割を果たしていくことが期待されます。炊き出しや救援物資の整理にあたる係員の役割にとどまらず、運営全体の調整者や助言者としての役割を担うことが考えられます。支援の必要性が高い者に配慮し、その相談に応じるとともにニーズを代弁し、避難所運営のなかでそう

した人々に即した支援を実現する役割を担うことが期待されます。

また、避難生活が長引くなかでは、要介護高齢者や障がい者等については、必要な福祉サービスの機能を備え、指定された「福祉避難所」への避難の調整、女性のプライバシー保護等に配慮することが必要です。

しかし、一方ではこれまでの被災地域の経験から、避難所において、民生委員が高齢者や障がい者等の介助、食料調達、炊き出し、支援物資の配布等、避難者の様々なニーズに追われるケースがあり、本来の「つなぎ役」「調整役」としての役割を果たせなかったという報告も数多くありました。「民生委員だから何でもやってくれる」と思っている住民からのニーズへの対応や長期化した避難生活の中で、民生委員にストレスやクレームをぶつけるような様子も見られ、民生委員に対する支援やケアの必要性も明らかとなりました。そうした点もあらかじめ意識して、避難住民自身に避難所運営にどう参画してもらうのかについて考えていくことも大切です。

### **（３） 在宅での生活を続ける要援護者への支援**

災害時要援護者の中にはさまざまな理由から避難所に避難することなく、在宅で生活せざるを得ない住民も存在します。こうした在宅避難者のなかには、介護や医療サービスが必要な者、食料や飲料水等、生活必需品の支援が必要な世帯も多いことから、在宅避難者での支援は重要な課題といえます。こうした在宅避難者への支援に関しても民生委員に一定の役割が期待されます。具体的には、物資の支援では行政や社協関係者と連携し、ボランティアの協力を得て

食料や生活物資を定期的に届けることとする等、継続的な支援の仕組みづくりの確立であり、健康管理面では保健師等と連携した定期訪問の実施などです。

## （４）復旧活動への協力

大規模災害の発生時には、被災地には県内、または全国からの多数の医療・福祉関係者や災害ボランティア等が支援に訪れます。『日南町地域防災計画 風水害等対策編 平成26年度修正 第3章 災害予防計画 第19節 ボランティア受入計画』によれば、町及び町社会福祉協議会（以下 町社協）はボランティア受入体制や災害ボランティアが互いに連携した活動が実施できるよう体制整備に努めることとしています。ボランティアは、人命救助や負傷者の手当等々の医療的専門的技術が必要で、重い責任を負い、かつ危険度の高く、活動範囲が限定される『医療救護関係ボランティア』と、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが場所的・時間的推移等により変化する『生活支援ボランティア』に分けられています。

民生委員は『生活支援ボランティア』の構成員として位置づけられており、活動内容は次のとおりとされています。

『日南町地域防災計画 （風水害等対策編）平成26年度修正

第3章 災害予防計画 第19節 ボランティア受入計画』より

活動内容

ア 避難所設置以前

避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う

#### イ 避難所設置以後

(ア) 避難所においては、水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所の世話等の支援を行う

(イ) 在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する

災害ボランティアの活動に関しては、多くの被災地において、見ず知らずの者（ボランティア）を自宅に招くのに不安を訴える住民があり、民生委員が仲介・同行した場合は安心して受け入れた、という例が報告されています。災害被災地においては、災害ボランティアの果たす役割が大きいことから、民生委員は町社協等との連携を通じ、ニーズ把握とボランティア派遣のつなぎ役として協力していくことが考えられます。

## （５）民児協組織の機能回復

地震災害等では、通信手段の喪失等により、委員間、また事務局と各委員間の連絡ができず、各委員が孤立し、民児協の組織的機能が失われることが想定されます。そのため、民児協会長等を中心に、できる限り早期に各委員の安否状況の確認を図り、組織的な活動の回復に努めることを目指します。

各委員による安否確認の連絡方法としては、「日南町民生児童委員協議会連絡網」を整備します。この連絡網には委員名、住所、自宅電話番号、携帯電話番号等を記載してあります。記載した連絡方法がどれも使用できない場合は、災害伝言ダイヤル「117番」も活用し、各委員は民児協会長に自らの安否や所在地等について情報発信します。

事務局は発災直後は避難者対応等に追われることも想定し、民児協機能回復は民児協会長、副会長、理事を中心として行います。

定例会の開催はしばらくは困難と考えられますが、委員同士が情報交換できる機会を設けるよう努力します。

災害時には住民の一員である民生委員も被災者となります。それゆえ、委員それぞれに、家庭の状況によっては委員活動に十分な時間を割けないことも想定されます。それぞれの委員が置かれた状況を尊重し、無理な活動を依頼したり、他の委員の活動を批判したりすることがないように、平常時から民児協内部で共通認識として徹底しておくことが大切です。

## （６）仮設住宅移行後の対応について

日南町地域防災計画 第４章 災害応急対策計画 第１３節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画によれば、『災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対し、応急仮設住宅（以下仮設住宅）の建設及び応急修理をほどこし、生活再建の場を確保すること』とされています。実施責任者は災害救助法が適用された場合は、県知事ですが、権限を委任された場合は町長となります。

### 【仮設住宅の対象者】

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしても、住宅を確保することができない者

仮設住宅の入居者決定については実施責任者からの求めがあれば民生委員は意見具申することとなっています。民生委員が住宅被害を受けている場合、自らも仮設住宅の対象者になることもあります。

災害の規模によっては、長期の避難生活が続き、孤立や体調の悪化をはじめ、住民に多くの課題が顕在化することとなります。そうした時期における民生委員活動には、以下のような取組みが期待されます。

- ①仮設住宅入居後の継続的な安否確認や必要な支援の確保
- ②発災後のコミュニティの維持や新たなコミュニティの形成による孤立の防止
- ③生活の自力再建が困難な被災者に寄り添い、その思いや願いを汲み取る

避難所から仮設住宅への入居時までには、ボランティアによる支援等が継続されますが、仮設住宅への入居後は、時間の経過とともに支援者の訪問が減少し、孤立化が進行するケースもみられます。それだけに民生委員等の定期的な訪問が重要な意味をもつこととなります。

仮設住宅に入居した要介護高齢者や障がい者等にとっては、仮設住宅は必ずしもよい環境とはいえません。設備や環境について課題は多く、行政等へのつなぎ役としての役割も民生委員は担うこととなります。また、災害によって多

くのストレスを抱えた子供たちへの配慮も課題となります。

高齢者や障がい者等の要援護者世帯の訪問のためには、訪問対象者がどこの仮設住宅に入居しているか等の情報が不可欠です。行政や関係機関との情報共有のあり方についても協議しておきます。

避難所、仮設住宅での生活が長期化するなかでは、住民の不満や将来への不安が高じ、それが民生委員に向けられるケースも多くなります。民生委員が支援者としての活動を続けていくためには、民児協組織として、委員が精神的なダメージを受ける「二次受傷」、「二次的外傷性ストレス」の予防や軽減、また活動が難しい状態となった場合、（不適応状態）の対策を講じる必要があります。民生委員自身が被災者である場合、このストレス反応が強くなる傾向があり、メンタルヘルスについて特に注意が必要です。被災世帯を訪問し、さまざまな話や訴えを受け止めることに伴う民生委員のストレス緩和のためには、例えば複数名での訪問とすることにより、住民の訴えをすべて一人で受けとめないですむようにするといった工夫も考えられるところです。

# 民生委員・児童委員災害時行動マニュアル



①被災状況の把握と被災箇所の特定（担当地区かどうか？）

②被災内容、状況、程度の確認（どんな災害か？）

テレビ、ラジオ、防災無線、携帯電話等で情報収集し、自分と家族の安全を確保。

③ 委員同士の安否情報の集約

日南町民児協連絡網または災害用伝言ダイヤル（**171番**）を活用し、地区理事または会長等に自らの安否を報告。

④-1 避難行動の時間がない災害  
（地震、竜巻、ミサイル攻撃等）

④'-1 避難行動の時間がある災害  
（台風、豪雨等）

④-2 自分の避難ルート上にある要  
援護者宅に無理のない範囲で避難を  
促す。 ※必須ではない

④'-2 要援護者のうち、特に避難支  
援度の高い者から優先的に早期避難を  
促す。

⑤避難所開設への協力と要援護者の安否確認を行う

避難所開設時は特に高齢者や障がい児者、乳幼児を抱える世帯へ配慮すること

要援護者宅に訪問し、安否確認を行った場合の留意点

○けが、病気等で緊急に病院等への搬送が必要なとき **119番**  
注) 西部消防局につながる。火事か救急か、住所、けが人の状況など落ち着いて連絡すること。  
できれば固定電話を使用すること。

○健康不安や精神的な混乱等が認められるとき  
→日南町健康福祉センターへ通報 **82-0374番**

○万が一、既に死亡（確実に）しているとき  
→黒坂警察署へ通報 **74-0110番**  
注) 110番は鳥取県警察本部（鳥取）につながるの、現在地が把握しにくい。

被災者支援対策が明らかになれば、その該当者に支援対策受給への手続きを指導する。

出典：本指針は以下の資料から引用又は関係部分を用いて作成しました。

○民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【第1版】

平成25年4月 全国民生委員児童委員連合会

○民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第2版】

平成25年4月 全国民生委員児童委員連合会

○日南町地域防災計画 風水害等対策編

平成26年度修正 日南町

○民生委員法（昭和23年7月29日法律第198号）

### 平成29年度鳥取県民生児童委員協議会指定事業実行委員会 委員名簿

委員長	藤原 寿郎	日南町民生児童委員協議会	会 長	(山 上)
委 員	河田 英俊	同	副会長	(石 見)
同	若月 好	同	副会長	(山 上)
同	伊田 史昭	同	理 事	(日野上)
同	岡松 重俊	同	監 事	(日野上)
同	矢田貝茂人	同	理 事	(山 上)
同	高柴 玲子	同	理 事	(阿毘縁)
同	白根 昇	同		(大 宮)
同	山下 歌子	同	理 事	(多 里)
同	田中 貞美	同		(多 里)
同	上田 正志	同	理 事	(石 見)
同	藤島 美鈴	同		(石 見)
同	小竹やよい	同		(福 栄)

平成29年度鳥取県民生児童委員協議会指定事業

「日南町民生児童委員協議会災害時支援活動指針」

日南町民生児童委員協議会

平成30年 2月 1日発行

【事務局】

〒689-5211 鳥取県日野郡日南町生山511-5

日南町役場福祉保健課内

電話 0859-82-0374